

「いちからわかる地方公務員仕事のきほん 改訂版」

正 誤 表

P161 「(4) 非常勤職員に関する制度改正」中の表

(正)

表 地方公務員の分類の代表例

	特別職	一般職
常勤	市町村長、 <u>副市町村長、教育長等</u>	<u>特別職以外の地方公務員</u> (フルタイム)
非常勤	<u>市町村議会の議員(含む議長)、民生委員、学校医、消防団員等</u>	<u>任期付短時間職員、会計年度任用職員(※)等</u>

\*会計年度任用職員は、毎日フルタイムで勤務しても非常勤職員と位置付けられます。

(誤)

表 地方公務員の種類

	特別職	一般職
常勤	市町村長、 <u>議長、公立病院や公営鉄道の管理者等</u>	<u>採用試験を経て採用される職員</u>
非常勤	<u>委員会の委員、学校医、民生委員等</u>	<u>会計年度任用職員*、消防団員等</u>

\*会計年度任用職員は、毎日フルタイムで勤務しても非常勤職員と位置付けられます。

P162 「2常時勤務を要する職」中

正	誤
<p>任期の定めのない常勤職員（地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児短時間勤務職員を含む。）のほか、任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員が該当します。</p> <p><u>なお、地方公務員の定年が65歳とされたことに伴い、従来の再任用制度は廃止されました。</u></p> <p><u>しかし、定年は、令和5年から13年までかけて、段階的に延長されるため、定年後、65歳まで期間が空く職員が発生します。これに対応するため、定年後、65歳までの間、常時勤務する職員として暫定再任用職員が設けられました。</u></p>	<p>任期の定めのない常勤職員（地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児短時間勤務職員を含む。）のほか、任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員が該当します。</p>

P162 「3非常勤の職 ①短時間勤務の職」中

正	誤
<p><u>予め決められた期間のみ任用される任期付き短時間勤務職員や、職員の多様な働き方を促進するため、定年の延長とともに導入された、暫定再任用短時間職員、定年前再任用短時間勤務職員が該当します。</u></p>	<p><u>予め決められた期間のみ任用される任期付短時間勤務職員や定年退職した常勤職員が任用される再任用短時間勤務職員が該当します。</u></p>

P163 「図 会計年度任用職員制度導入後の「職」の概念の整理」中

①<一般職>

正	誤
<u>暫定再任用職員（※1）</u>	<u>再任用職員</u>

②<「非常勤の職」中「短時間勤務の職」>

正	誤
<u>暫定再任用短時間職員（※2）</u>	<u>再任用短時間職員</u>
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	

③欄外に次の注意書きを追加

※1：地方公務員の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）

附則第4条及び第5条により採用する職員

※2：同法附則第6条及び第7条により採用すべき職員

④<出典名>

正	誤
<u>「会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル」（令和7年8月）</u>	<u>「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」</u>